

令和7年度 静岡県福祉サービス第三者評価機関募集要項

静岡県では、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進するため、公正・中立な立場の第三者評価機関が専門的・客観的立場から、福祉サービスに関する評価を行う、福祉サービス第三者評価事業を推進しています。

令和7年度は8月から10月にかけて評価調査者の養成研修を行う予定であることから、次のとおり事業者の評価を行う評価機関を募集します。

評価機関として認証を受けようとする法人の皆様は、この要項の定めにより申請いただきますよう御案内します。

1 募集スケジュール

5月23日（金） 13:30～15:00	評価機関募集説明会 （注）	県庁西館5階福祉指導課会議室 （静岡市葵区追手町9番6号）
6月～10月	事前協議受付	健康福祉部福祉指導課法人児童指導班 （県庁西館5階：静岡市葵区追手町9番6号）
11月1日～ 11月30日	認証申請受付	健康福祉部福祉指導課法人児童指導班 （県庁西館5階：静岡市葵区追手町9番6号）
1月（予定）	認証	

（注） 募集説明会に参加できなくても、上表の事前協議受付期間であれば随時説明します。日程調整の関係がありますので、説明を希望する場合は、事前に県福祉指導課法人児童指導班（連絡先は下記参照）まで連絡をお願いします。

2 評価機関募集説明会への参加申込

令和7年5月19日（月）17:00までに、県福祉指導課法人児童指導班（連絡先は下記参照）宛てに電話・FAX・Eメールにより、参加代表者氏名、参加人数及び連絡先を連絡してください（様式は問いません）。

3 認証機関の認証要件

- （1）組織等に関する要件
- （2）評価の実施範囲等に関する要件
- （3）評価内容、評価手法等に関する要件
- （4）事業内容等を明示する規程等に関する要件
- （5）苦情処理体制に関する要件

内容は別添認証基準のとおり

4 認証手続

評価機関募集説明会

第三者評価事業の制度、認証手続、評価基準、評価実施方法等について説明を行います。

事前協議

認証を希望する法人の状況及び評価調査者の配置等について、認証基準に沿って内容を確認します。

＜必要書類＞・定款、寄附行為等 ・法人登記簿謄本 ・事業計画書又は事業概要 ・決算書 ・役員名簿 ・会員名簿・評価調査者名簿

評価調査者養成研修

評価調査者になろうとする者は受講が必要です。個人単位での申込みにより受け付けます。

認証申請

認証基準に定められた要件を具備していただいた上で、認証申請書に必要書類を添えて申請していただきます。

＜必要書類＞・定款、寄附行為等・法人登記簿謄本 ・事業計画書又は事業概要
・決算書 ・役員名簿 ・誓約書 ・会員名簿
・評価調査者名簿 ・評価調査者養成研修修了者証
・苦情処理規程 ・倫理規程 ・料金表 ・契約書様式
・標準的な評価の流れを示す資料

認証

認証申請内容を審査し、第三者評価推進委員会の意見を聞いた上で認証します。認証された場合は、認証通知書を交付します。

5 評価対象事業範囲

認証を受けた評価機関が評価を行うことができる対象事業は、令和7年度現在、次のとおりです。

＜評価対象事業＞

- ①保育所、②幼保連携型認定こども園、③障害者福祉サービス、④障害児福祉サービス、⑤高齢者福祉サービス（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護事業所、通所介護事業所）、⑥救護施設、⑦放課後児童クラブ

6 説明会参加申込・申請・問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課法人児童指導班

電話：054-221-2322

FAX：054-221-2142

E-mail houjin-shidou@pref.shizuoka.lg.jp